

公共施設の利用制限・イベント中止など

市内公共施設の利用制限、イベントの中止・延期などの対応を行っています。詳細は市ホームページを確認、または各施設や担当課にお問い合わせください。



◀公共施設利用制限
など



◀中止イベントなど

新型コロナワクチンの3回目接種について

問新型コロナウイルス感染症対策室

☎ 0570・015・670

新型コロナワクチン3回目の追加接種について、病院、医院・クリニック、集団接種会場で接種を開始しています。接種を希望する人は、接種券が届きましたら予約をお願いします。なお、65歳以上の人は、2回目の接種日から7カ月以上経過した後に3回目の接種が可能となります。（3月以降の接種間隔は65歳以上の人は6カ月、64歳以下の人は7カ月に短縮。高齢者施設などに入所している人は施設で接種できる場合がありますので施設へご確認ください）

※接種に関する状況はワクチンの供給状況などにより日々変わりますので、最新情報は市ホームページでご確認ください。



◀最新情報を掲載
(市ホームページ)

■ドライブスルー接種を実施します

自力での移動が困難な人を対象に、ドライブスルー接種を実施します。

日時	2月27日(日) 午後1時30分から
場所	保健センター
予約方法	コールセンターのみで受付☎0570・015・670

■聴覚などに障がいのある人はFAXからも予約ができます

聴覚・音声・言語・そしゃくに障がいのある人は、FAXでの予約を受け付けます。希望する人は接種券が届き次第、次の内容を記載して健康づくり課FAX 055・976・8896へ送信してください。

【記載内容】氏名、生年月日、返信先FAX番号、接種券番号、予約希望の日時・会場（第1～第3希望まで）

■電話予約の注意事項

医療機関でワクチン接種予約の電話受付をしていません。医療機関への電話の問い合わせは診療の妨げとなりますのでご遠慮ください。

COVER PHOTO

表紙

今年で94回目を迎える春のセンバツ高校野球。その東海地区代表として、日大三島高校の出場が決定しました。3月に甲子園でプレーする日大三島高校野球部を、皆さんで応援しましょう！

広報みしまをスマホでも！

無料アプリ「マチイロ」から！▶



CONTENTS

目次

- 2 新型コロナウイルス感染症関連情報
- 3 感染症緊急経済対策 臨時特別給付金
- 4 消防団員になりませんか
- 7 はじめてみませんか？「人生会議」
- 11 下水道に異物を流さないようお願いします
- 12 ご登録はお済みですか？市LINE公式アカウント
- 13 みしま情報便 (information)
- 14 再開発ノート
- 15 お知らせアラカルト
- 17 いきいき健康
- 18 スポーツ教室参加者募集
- 20 スポーツ情報 / これぞ、自治会・町内会！
- 21 フォトマイタウン
- 22 ガーデンシティみしま
- 24 ご当地ナンバープレート交付開始

▶▶次回発行は3月1日号

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、今号に掲載している各行事などについて、今後の状況により中止、延期または内容変更する場合があります。

臨時特別給付金

※感染症拡大防止のため、窓口での相談・受付を行いません。ご理解をお願いします。

住民税非課税世帯等に対する給付金（1世帯につき10万円）

基準日(令和3年12月10日)において、1世帯あたり10万円を支給する臨時特別給付金の確認書を三島市に住民票のある住民税非課税世帯に対し、2月4日(金)に送付しました。必要事項をご記入の上、5月6日(金)までにご返送ください。

また、住民税非課税世帯に該当せず、新型コロナウイルス感染症の影響により、住民税非課税世帯と同様の事情であると認められる「家計急変世帯」を対象とした給付金（家計急変世帯分）の申請も受け付けていますので、次のとおり手続きをしてください。

1. 対象者（家計急変世帯）

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情であると認められる世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)

【住民税非課税世帯と同等の水準となる給料収入の目安】

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
0人または単身世帯	96万5,000円	41万5,000円
1人	146万9,000円	91万9,000円
2人	187万7,000円	123万4,000円
3人	232万7,000円	154万9,000円
4人	277万7,000円	186万4,000円
障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親の場合	204万3,999円	135万円

2. 手続き方法（家計急変世帯）

申請書類に必要な事項を記入のうえ、郵送などで9月30日(金)までに申請してください。申請書は電話などで福祉総務課に請求(市ホームページからもダウンロード可能)

【申請に必要な書類】

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書
- ・簡易な収入（所得）見込額の申立書
- ・申請、請求者本人確認書類の写し（コピー）：マイナンバーカード（顔写真印刷面）、運転免許証、パスポート、健康保険証など

- ・受取口座を確認できる書類の写し（コピー）：通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面など
- ・申請、請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し（コピー）：住民票など
- ・「令和3年中の収入の見込額」または「任意の1カ月の収入」の状況を確認できる書類の写し（コピー）：源泉徴収票、確定申告書、給与明細、年金支払通知など

■DVにより避難している人へ

配偶者などからの暴力を理由に避難している人で、今お住いの市区町村に住民票を移すことができない人も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を世帯主でなくても受給できる可能性があります。住民票がある世帯の人が給付金を受給済みの場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、

収入要件）を満たせば、避難先の市区町村から住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給できます。詳しくは子育て支援課へご相談ください。

☎子育て支援課 ☎ 983・2713

（平日：午前9時～午後4時）

■オンライン申請・申請書ダウンロードはコチラから

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn050203.html>

■問い合わせ・申請書類請求先

福祉総務課臨時特別給付金給付窓口 ☎ 955・4115



▲オンライン申請、
家計急変世帯分申請書ダウンロード